

神明台二・三・四丁目地区 都市計画に関する告示

都市計画の決定・変更

□福生都市計画 神明台二・三・四丁目地区
地区計画の決定

□福生都市計画 特別工業地区の変更

告示日 4月1日(金)
内容の縦覧 4月1日(金)から、市役所2階都市計画課(土・日曜日、祝日を除く)または市ホームペー

ジで縦覧することができます。
問合せ 都市計画課都市計画係

■主な制限の概要



■地区計画（A地区）

準工業地域にふさわしい住工調和のまちづくりを目指し、建築物の用途、最低敷地面積、道路・隣地からの離隔距離、高さなどを制限します。

■特別工業地区（第二種特別工業地区）

周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのある工場や風俗営業施設を制限します。

■地区計画（B地区）

工業地域にふさわしい住工調和のまちづくりを目指し、建築物の用途、最低敷地面積、道路・隣地からの離隔距離、高さなどを制限します。

中小企業融資制度の改正

資金メニューに「一本化借換資金」を新設します。すでに市の融資制度を利用して、複数口の融資を受けている場合、それらを一本に借り換えることができます。

複数の資金を一本に借り換えることにより、毎月の返済負担を軽減する効果が期待できます。

一本化借換資金

融資限度額 借換元となる既存融資残高の合計額

と信用保証料相当額の合計額

償還期間 7年以内（据置6月含む）

利 率 1・6%（本人負担0・8%、市が2分の1を補助）

償還方法 元金均等月賦返済

申込要件 借換元の資金の償還を約定どおり1年以上継続していること／借換えにあたり既に融資を受けている金融機関の同意が得られることなど

※金融機関・信用保証協会の審査が必要です。

※市融資制度以外の資金の借換えはできません。

※信用保証料の補助はありません。

助成対象となる展示会など

市内中小企業が、自社の製品や技術などを広く周知して、販路開拓や受注拡大を図ることを目的に国内外の展示会などに出展する場合、これに要した費用の一部を助成します。

今年度、展示会などに出展を予定している中小企業の方は、早めに申し込んでください。

助成対象となる展示会など 平成23年度内に実施完了する国内外の展示会や見本市

※物販を目的とするものまたは他団体から助成を受けて出展するものは、対象となりません。

助成対象経費 出展料、出展に係る運搬費、当該展示会などに出展するため作成するパンフレット

トなどの作成費

助成対象者 市内中小企業者（市内に事業所を有する法人または市内に住所および事業所を有する個人）

助成率／助成上限額 2分の1／上限5万円

申込み 展示会に出展する前に申請してください。（予算が無くなり次第、受け付けを終了します）

※詳しくは、問い合わせてください。
問合せ 産業活性化推進室商工業振興係

中小企業の展示会出展費用を助成

▼▼▼ 企業応援コース ▲▲▲



暮らし

チャイム放送時刻の変更

4月1日(金)から、防災無線によるチャイムの放送時刻を午後5時30分に変更します。

毎日鳴らしているチャイムは、防災無線の機能確保のための試験放送が主な目的ですが、子どもたちの帰宅時間の目安としても利用できるよう放送しています。

▼放送時刻 4～9月：午後5時30分／10～3月：午後4時30分

●問合せ 生活安全課防災係

子育て

児童扶養手当・特別児童扶養手当支給額の変更など

平成23年度(4月分)から、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が、次のとおり改定されます。

※児童扶養手当の4月期分は、4月15日(金)に、指定の口座に振り込む予定です。確認してください。

青少年育成団体保険の申請

青少年育成団体の活動を支援するため、団体の代表者や指導者に対する保険を、市の負担で加入しています。

▼対象団体 市内の青少年育成団体および青少年育成を目的とした社会教育関係団体

■青少年育成団体代表者賠償責任保険制度

青少年育成活動中の事故で、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が、次のとおり改定されます。

障害のある方に対する助成の更新手続きはお早めに

タクシー費用、自動車ガソリン費、理容・美容サービス費用、機能回復施術費の助成を受けている方へ、更新手続きの通知を送付しました。

内容を確認し、忘れずに手

福祉

■児童扶養手当

	変更前	変更後	差額
全部支給	41,720円	41,550円	▲170円
一部支給	41,710円 ～9,850円	41,540円 ～9,810円	▲170～ ▲40円

■特別児童扶養手当

	変更前	変更後	差額
1級	50,750円	50,550円	▲200円
2級	33,800円	33,670円	▲130円

負わされた場合に救済します。
▼補償限度額 対人・対物賠償共通：1事故5億円

■青少年育成団体指導者傷害保険制度

青少年育成活動中の事故で、代表者・指導者(無報酬の方)が自ら負傷した場合に救済します。

障害年金加算改善法 4月から施行

障害年金加算改善法の施行により、4月から、障害年金(障害等級1・2級)を受け

る権利が発生した後に、生計を維持するようになった配偶者・お子さんも届出によって

年金が加算されることとなります。

また、お子さんが障害基礎年金の子加算の対象であり、児童扶養手当の額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合に、障害年金の子加算の代わりに、児童扶養手当を受給することが必要となります。

受給にあたっては、手続きが必要となります。詳しくは問い合わせさせてください。

●問合せ 障害年金加算改善法について：保険年金課高齢

手続きを行つてください。
※詳しくは、問い合わせてください。

●問合せ 障害福祉課障害福祉



丸順商事(有)

相大ゴミ・不用品・わけあり等の処分お困りの際はお気軽にご連絡下さい!

電話 554-2229 富士見平2-1-14
FAX 554-7889

一般・産業廃棄物収集運搬業務



医療法人社団天陽会
柳田医院 小児科・特定健診
日本糖尿病学会 糖尿病専門医

羽村市羽中2-11-53 ※羽村市中央館近く
○診療時間 午前8:30～12:30 午後15:00～19:00 ※土曜日は～13:00
○休診日 日曜日・祝日

042-555-1800 ●次の会あります● 羽村 糖尿検索

